

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	個人住民税の税率
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：個人市民税の税率 内容：1 均等割の税率 年額 3,000 円 2 所得割の税率 課税総所得金額等に応じて 3% ~ 10% の 税率を適用		名称：個人町民税の税率 内容：1 均等割の税率 年額 2,000 円 2 所得割の税率 課税総所得金額等に応じて 3% ~ 10% の 税率を適用	5年以内に調整するが、当分の間、不均一課税(それぞれの税率を適用)とする。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	法人住民税の税率
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：法人市民税の税率 内容：1 均等割の税率 法人等の資本等の金額及び市内に従事する 従業者数に応じて年額 300 万円～年額 5 万円</p> <p>2 法人税割の税率 100 分の 14.7 ただし、中小法人等に対する課税の特例として、資本等の金額が 1 億円以下で法人税額又は個別帰属法人税額が 800 万円以下の法人は、100 分の 12.3</p>		<p>名称：法人町民税の税率 内容：1 均等割の税率 法人等の資本等の金額及び町内に従事する 従業者数に応じて年額 300 万円～年額 5 万円</p> <p>2 法人税割の税率 100 分の 12.3</p>	<p>5 年以内に調整するが、当分の間、不均一課税(それぞれの税率を適用)とする。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	事業所税の課税
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：事業所税の課税 内容：1 納税義務者 事務所または事業所において事業を行う法人 または個人 2 課税標準 法人の決算期末現在の事業所床面積 ただし、1,000 m ² 以下は課税することができ ない 3 資産割の税率 事業所床面積 1 m ² につき 600 円 4 従業者割の税率 従業者給与総額の 100 分の 0.25		名称： 内容：	5年以内に調整するが、当分の間、課 税免除とする。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	都市計画税の税率
調整の内容	堺市制度に統一する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：都市計画税の税率 内容：税率 100分の0.3		名称：都市計画税の税率 内容：税率 100分の0.3 ただし、条例附則により都市計画税の税率の特 例として、当分の間、100分の0.2	5年以内に調整するが、当分の間、不均一課税(それぞれの税率を適用)とする。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	固定資産税の税率及び納期
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：固定資産税の税率及び納期 内容：1 税率 1.4% 2 納期 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月25日まで 第4期 翌年2月1日から2月末日まで		名称：固定資産税の税率及び納期 内容：1 税率 1.4% 2 納期 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 12月1日から12月28日まで	合併後到来する新年度以降、各期の納期は堺市制度で実施する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税の賦課業務
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：軽自動車税の税率及び試乗用標識の交付事務 内容： 税率 原動機付自転車 50CC以下 1,000円 90CC以下 1,200円 90CC超 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 四輪乗用営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円 雪上走行用車 2,400円		名称：軽自動車税の税率及び試乗用標識の交付事務 内容： 税率 原動機付自転車 50CC以下 1,000円 90CC以下 1,200円 90CC超 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用自家用 7,200円 四輪乗用営業用 5,500円 四輪貨物自家用 4,000円	
合併が行われた日から堺市の税率区分により実施する。 (美原町では雪上走行用車の課税実績がないため、条例上雪上走行用車に係る税率の規定を定めていない)			

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	個人住民税の賦課
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準に調整		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>名称：個人住民税に係る均等割の非課税の範囲・納期・減免処理</p> <p>内容：1 均等割の非課税の範囲 合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に24万円を加算した金額）以下である者に対しては均等割を課さない</p> <p>2 納期（普通徴収） 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月5日から1月31日まで</p> <p>3 減免 市税条例第29条に規定する条件に該当する者</p> <p>4 減免の申請期限 納期限まで</p>		<p>名称：個人住民税に係る均等割の非課税の範囲・納期・減免処理</p> <p>内容：1 均等割の非課税の範囲 合計所得金額が32万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円を加算した金額）以下である者に対しては均等割を課さない</p> <p>2 納期（普通徴収） 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月28日まで 随時課税</p> <p>3 減免 町税条例第29条及び美原町民減免基準に該当する者</p> <p>4 減免の申請期限 納期限7日前まで</p>	
		<p>1 について 合併後に到来する均等割の非課税判定の基準日(1/1)以降、堺市の基準による。</p> <p>2 について 合併後に到来する新年度以降、各期の納期は堺市制度で実施する。</p> <p>3 について 合併後に到来する新年度以降、堺市の基準による。</p> <p>4 について 合併後に到来する新年度以降、堺市制度による。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税の賦課
調整の内容	堺市制度で実施。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：原動機付自転車等に係る標識の統一 内容：原動機付自転車等の標識交付 新たに原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となった者は、申告書を提出しその車体に付けるべき「堺市」標識の交付を受ける。</p>		<p>名称：原動機付自転車に係る標識の統一 内容：原動機付自転車等の標識交付 新たに原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となった者は、申告書を提出しその車体に付けるべき「美原町」標識の交付を受ける。</p>	<p>合併後、「堺市」標識の交付を行う。ただし、合併以前に交付を受けた「美原町」標識は堺市において交付を受けたものとみなす。</p>

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税の賦課
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：軽自動車税に係る納期・減免申請受理事務 内容：1．納期 5月1日～5月31日 随時課税 2．減免申請期限 納期限まで		名称：軽自動車税に係る納期・減免申請受理事務 内容：1．納期 4月1日～4月30日 随時課税 2．減免申請期限 納期限前7日まで	1 について 合併後に到来する新年度以降、納期は堺市制度で実施する。 2 について 合併後に到来する新年度以降、堺市制度による。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会（税務）

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	たばこ税の課税業務
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例による		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市	美 原 町		
名称：市たばこ税の課税事務 内容：1 税率 1,000 本につき 2,977 円 2 申告納付手続 製造たばこの製造業者等が、毎月末日までに前月の初日から末日までの間に売渡した本数を課税標準として申告書を提出し、その申告書により納付すべき税額を納付する。	名称：町たばこ税の課税事務 内容：1 税率 1,000 本につき 2,977 円 2 申告納付手続 製造たばこの製造業者等が、毎月末日までに前月の初日から末日までの間に売渡した本数を課税標準として申告書を提出し、その申告書により納付すべき税額を納付する。		1 について 地方税法の規定により、一定税率のため税率は同じ 2 について 地方税法の規定により申告納付するため手続の変更はない

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	入湯税の課税業務
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の例による		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：入湯税の課税事務 内容：1 税率 入湯客 1 人 1 日につき 75 円</p> <p>2 課税免除 年齢 12 歳未満の者 一般公衆浴場に入浴する者 地方税法第 292 条第 1 項第 9 号の障害者 鉱泉浴場の入湯料金が 1,000 円未満の鉱泉浴場に入湯する者</p> <p>3 申告及び納入 鉱泉浴場の経営者が毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末までに徴収すべき入湯税に係る申告書を提出し徴収した入湯税を納入する。</p> <p>ただし、現在市内の鉱泉浴場は公衆浴場又は入浴料が 1,000 円未満のため課税実績はない。</p>		<p>名称： 内容：入湯税の対象となる鉱泉浴場がない</p> <p>堺市の例により実施する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画・財務専門部会(税務)

協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	特別土地保有税の課税
調整の内容	堺市制度で実施。堺市の基準で調整		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：特別土地保有税の課税事務 内容：1 税率 保有分 1.4% 取得分 3% 2 申告納付期限 保有分 5月31日 取得分 2月末日・8月31日		名称：特別土地保有税の課税事務 内容：1 税率 保有分 1.4% 取得分 3% 2 申告納付期限 保有分 5月31日 取得分 2月末日・8月31日	税制改正により、平成 15 年度以降、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は実施しない。